

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（１） 調達案件の名称及び数量

ヘリコプター飛行訓練装置による飛行訓練業務 一式

（２） 調達案件の仕様

入札説明書による。

（３） 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

（４） 業務場所

入札説明書による。

（５） 入札書の記載方法

入札書に記載する金額（以下「入札価格」という。）は 1 の（１）の業務に係る費用の総額とすること。

契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１） 政令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２） 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

（３） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

（５） 本件公告に示した調達案件を履行することができる者であること。

（６） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（１） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

（２） 入札説明書の交付方法

（１）の場所で令和 8 年 8 月 6 日（木）から 8 月 18 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（１）の担当部局へ電話により請求すること。

（３） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月9日(水)午後2時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、9月8日(火)午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年8月26日(水)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 請書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。